

部内各所属長 殿

土 木 部 長

### I C T活用工事の実施要領の改定について

このことについて、I C T活用工事の実施要領を改定し、下記のとおり実施することとしましたので通知します。

#### 1 改定内容

- I C T活用工事(土工)実施要領 (令和 4 年 8 月 富山県土木部)
  - I C T活用工事(作業土工(床掘))実施要領 (令和 4 年 8 月 富山県土木部)
  - I C T活用工事(法面工)実施要領 (令和 4 年 8 月 富山県土木部)
  - I C T活用工事(地盤改良工)実施要領 (令和 4 年 8 月 富山県土木部)
  - I C T活用工事(舗装工 (修繕工) )実施要領 (令和 4 年 8 月 富山県土木部)
- のとおり (概要は別紙 1 参照)

※富山県のホームページの『ICT 活用工事についてのお知らせ』から  
閲覧できます。

<https://www.pref.toyama.jp/1510/sangyou/nyuusatsu/koukyoukouji/kj00018813.html>

#### 2 適用

令和 4 年 8 月 15 日以降に作成する設計書から適用する。ただし、令和 4 年 8 月 14 日以前に作成した設計書についても、受注者が現場着工前に、工事打合せ簿にて試行の実施を希望した場合は、受発注者協議のうえ、改定後の試行対象とすることができるものとする。

(事務担当 建設技術企画課技術指導係)